

東京都パートナーシップ宣誓制度の創設を踏まえたみなとマリージュ制度 との相互連携について

東京都が令和4年11月1日から「東京都パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始するに当たり、区と都において、「みなとマリージュ制度」及び「東京都パートナーシップ宣誓制度」（以下「両制度」といいます。）に係る連携協定を締結します。

連携協定の締結により、区と都が指定する施策等において、両制度によって交付されるカード又は証明書（以下「カード等」といいます。）の相互活用を進めます。

1 経緯

性的マイノリティの方を対象に、誰もが人生を共にしたい人と家族として暮らすことを尊重するため、区では令和2年4月から「みなとマリージュ制度」を実施し、パートナー関係にある二人が結んだ共同生活に関する契約を区が確認し、カードを交付しています。

こうした中、都では令和4年6月に「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を一部改正し、「東京都パートナーシップ宣誓制度」の創設を決定しました（同年11月1日運用開始予定）。都は、多様な性に関する都民の理解を推進するとともに、性的マイノリティのパートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、暮らしやすい環境づくりにつなげるため、都営住宅の入居申込みなど都事業におけるカード等の活用を進めるほか、パートナーシップ制度を導入する都内の自治体とのカード等の相互活用等の連携に向けて調整を進めています。

2 制度の概要

「みなとマリージュ制度」と「東京都パートナーシップ宣誓制度」の概要の比較は別紙のとおり。

3 連携協定の締結及び相互活用を予定する事業

(1) 連携協定の締結について

区と都が連携することで、カードの活用機会や多様な性の理解推進に係る取組の拡大が期待できることから、カード等の相互活用にかかる連携協定を締結します。

(2) 相互活用を予定する事業について

現段階で想定されるものとして、カード等のいずれか一方の提示により、双方のサービスを受けることが可能となる事業は、次のとおりです。

なお、各事業の利用に当たっては、カード等を保有していることに加え、各事業の個別要件を満たす必要があります。（例：区内在住を必須としている事業）

ア 区のカードを活用する都の事業	イ 都の証明書を活用する区の事業
(ア) 都が管理する住宅(都営住宅、福祉住宅、地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅)	(ア) 区が管理する住宅(区営住宅、特定公共賃貸住宅、区立住宅、高齢者集合住宅、ケアハウス及び障害者住宅)
(イ) 自動車税の環境性能割における下肢等障害者の減免	(イ) 軽自動車税の環境性能割における下肢等障害者の減免
(ウ) 都職員の福利厚生 ※具体的な事業内容は調整中	(ウ) 区職員の福利厚生(出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、子の看護休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限、通称使用)

※イ(ア)に当たり、港区特定公共賃貸住宅条例、港区営住宅条例、港区立住宅条例、港区立高齢者集合住宅条例、港区立ケアハウス条例、港区立障害者住宅条例を一部改正します(令和4年第3回港区議会定例会に議案を提出予定)。

※イ(イ)に当たっては、都において例規整備を行うことで足りるため、区における例規整備の必要はありません。

※イ(ウ)については、現行の規定において「自治体が発行するパートナーシップ証明書」を必要書類としているため、例規等の改正の必要はありません。

4 連携拡大に向けた今後の方向性

パートナーシップ制度を導入する都内の自治体ともカード等の相互活用を進めることにより、制度利用者の利便性の向上やカード等の活用機会の増進につながることから、都との取組による課題検証や成果等を踏まえながら、「東京都パートナーシップ制度導入自治体ネットワーク」における各自治体との協議を進め、相互活用の拡大に取り組みます。

【参考:東京都パートナーシップ制度導入自治体ネットワーク加盟自治体数(令和4年8月時点)】

計: 24自治体 ※都含む。

(内訳) 区部: 12自治体(導入済み 10自治体、導入検討中 2自治体)

市部: 11自治体(導入済み 6自治体、導入検討中 5自治体)

5 今後のスケジュール(予定)

令和4年10月 区と都による連携協定の締結

11月1日 区と都におけるカード等の相互活用の開始

「みなとマリージュ制度」と「東京都パートナーシップ宣誓制度」の概要の比較表

1 実施主体	区	都
2 制度名	みなとマリージュ制度	東京都パートナーシップ宣誓制度
3 開始時期	令和2年4月1日	令和4年11月1日 (同年10月11日から届出受付を開始予定)
4 根拠条例	港区男女平等参画条例	東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例
5 対象者の要件 (右記の要件を全て満たしている方)	(1)下記①～③のいずれかに該当すること。 ①双方が区内に住所を有すること。 ②二人のうちいずれか一方が区内に住所を有すること。 ③二人が1か月以内に区内へ転入を予定していること。 (2)民法第4条に定める成年に達していること。 (3)双方に配偶者(内縁の配偶者を含む。)がないこと。 (4)双方以外の人と制度(他の自治体が行うパートナーシップ制度を含む。)を利用していないこと。	(1)パートナーシップ関係にあると宣誓したこと。 (2)成年に達していること。 (3)配偶者及び別のパートナーがいないこと。 (4)近親関係にないこと。 (5)双方又はいずれか一方が都内に在住(3か月以内の転入予定者を含む)。在勤又は在学をしていること。 ※上記の要件を満たしていれば、国籍は問わない。
6 手続の方式	契約方式 公証役場において、契約書(公正証書)を作成し、又は、契約書(私製)の私文書認証を受け、必要書類を区窓口へ提出し、みなとマリージュカードの交付を申し込む。 区は、必要書類を確認し、みなとマリージュカードを交付する。	宣誓方式 オンライン上の届出システム(※)において、知事に対してパートナーシップ関係にあることを宣誓するとともに、必要書類を届け出て、宣誓及び届出がされたことを証明する受理証明書の発行を申し込む。 都は、提出内容に不備が無いことを確認の上、受理証明書を届出システムにより発行する。 ※オンライン手続が著しく困難な方は対面での手続を実施(事前予約制)
7 申込時の必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書(公正証書又は私文書認証を受けたもの) ※公証人が作成(認証)した契約書正本(原本)を持参 ・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)又は戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) ※外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する独身証明書又はこれに相当する書類(日本語訳を付したもの) ※3か月以内に発行されたものに限る。 ・住民票の写し(個人) ※3か月以内に発行されたものに限る。 ※転入予定の方は、転入後1か月以内に港区の住民票を提出する。 ・本人確認書類 ※個人番号カード(マイナンバーカード)、旅券(パスポート)、運転免許証等の場合は1点提示 ※保険証(国民健康保険、介護保険等)、年金手帳、年金証書等の顔写真のないもの場合は2点提示 	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)又は独身証明書 ※外国籍の方は、大使館等の交付する婚姻要件具備証明書(日本語訳を付したもの)等 ※3か月以内に発行されたものに限る。 ・住民票の写し(個人) ※3か月以内に発行されたものに限る。 ※転入予定の方は、転入予定先の住所が確認できる不動産会社等が発行した書類 ・本人確認書類 ※個人番号カード(マイナンバーカード)、旅券(パスポート)、運転免許証又はこれらに準ずるものとして知事が認める書類(対面手続の場合を除き、本人確認書類とは異なる本人の顔写真も要提出) ・通称名を希望する場合、通称を使用していることが確認できる官公署又は勤務先法人等の発行する書類 ※3か月以内に発行されたものに限る。 ・子の名前の記載を希望する場合、子の記載がある住民票の写し ※3か月以内に発行されたものに限る。
8 カード又は証明書の返還等	パートナー契約を解消した場合、双方が港区から転出した場合、一方又は双方が婚姻をした場合等に該当するときは、返還届を提出するとともに、みなとマリージュカードを返還する。	パートナーシップ関係を解消した場合、転居、転職又は卒業等により双方が要件を満たさなくなった場合、いずれか一方が死亡した場合に該当するときは、届出システムで変更等を届け出る。 ※都は、受理証明書を保有する方に対し、年1回程度定期的にメール連絡し、変更等の届出漏れがないよう促す予定